

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的

本市では、健康管理や病気の予防に関する正しい知識と情報を持ち、市民が自ら健康づくりを実践できるまちの実現に向け、「健康うと 21 ヘルスプラン」と「宇土市食育推進計画」を一体化した「第 4 次健康うと 21 ヘルスプラン・食育推進計画」を令和 3 年 3 月に策定し、5 か年間の計画で健康課題の解決に向けた取組を進めてきました。

今般、国では、健康日本 21（第二次）において生活習慣病発症予防に関連する指標が悪化していることや、健康増進に関するデータの見える化及び活用に課題があることなどを踏まえるとともに、少子高齢化による人口減少や独居世帯の増加、多様な働き方の広まりやデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、新興感染症を見据えた新たな生活様式への対応など、今後目まぐるしい社会変化が予想されるなか、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進のため、令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間の計画期間とする「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動健康日本 21(第三次)」を開始しています。

健康日本 21（第三次）では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、健康増進を総合的に進めるために「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として下記の 4 つの基本的な事項が示されています。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 個人の行動と健康状態の改善
- (3) 社会環境の質の向上
- (4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

また、国の第 4 次食育推進基本計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項に掲げ、下記の 7 つの基本的な取組方針が示されています。

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

健康増進と食育の取組を進めるためには、関係する行政施策との連携が必要であり、医療、産業保健、母子保健、生活困窮者自立支援、精神保健、介護保険、医療保険等の取組に加え、教育、スポーツ、経済・産業、まちづくり、建築・住宅等の分野における取組と積極的に連携するとともに、デジタル技術の活用により、効果的・効率的な健康増進・食育への取組を進める必要があります。

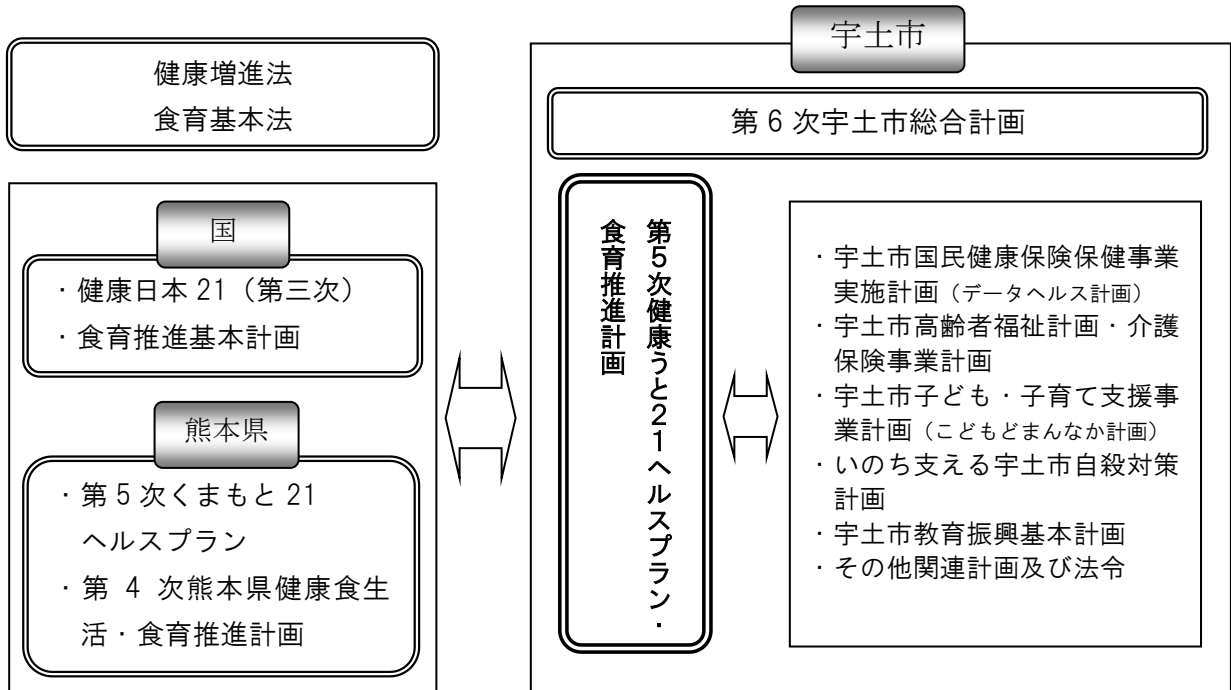
これまでの取組を評価し本市の特徴や新たな健康課題を明らかにしたうえで、新たに示された国の基

本的事項を踏まえ、実効性のある健康増進・食育の取組を推進するため、第5次健康うと21ヘルスプラン・食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「第6次宇土市総合計画」を上位計画とし、市民の健康増進及び食育推進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。また、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として位置づけます。

さらにこの計画の策定にあたっては、国の「健康日本21」「食育推進基本計画」の基本的理念を参考とし、その他関連する計画及び法令などと十分な整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和18年度の11年間とし、計画開始後5年目の令和12年度を中途に中間評価、令和18年度に最終評価を行い、計画期間中の取組に反映させます。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
		第5次健康うと21ヘルスプラン・食育推進計画										
						中間 評価						最終評価 次期計画 策定
(国) 健康日本21 (第三次)												